

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案参照条文 目次

- 一 環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 二 独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第百八十三号）（抄）・・ 1
- 三 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・ 2

◎環境基本法（平成五年法律第九十一号）（抄）

（中央環境審議会）

第四十一条 環境省に、中央環境審議会を置く。

2 中央環境審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 環境基本計画に関し、第十五条第三項に規定する事項を処理すること。
- 二 環境大臣又は関係大臣の諮問に応じ、環境の保全に関する重要事項を調査審議すること。
- 三 自然公園法（昭和三十二年法律第六十一号）、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和四十五年法律第三十九号）、自然環境保全法（昭和四十七年法律第八十五号）、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和四十八年法律第五号）、瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和四十八年法律第十号）、公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第十一号）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）、ダイオキシン類対策特別措置法（平成十一年法律第五号）、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第十号）、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成十二年法律第十六号）、使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成十四年法律第八十七号）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成十六年法律第七十八号）及び石綿による健康被害の救済に関する法律（平成十八年法律第四号）によりその権限に属させられた事項を処理すること。

3・4 （略）

◎独立行政法人農林水産消費安全技術センター法（平成十一年法律第八十三号）（抄）

（業務の範囲）

第十条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- 一 農林水産物、飲食料品（酒類を除く。以下同じ。）及び油脂の品質及び表示に関する調査及び分析並びにこれらに関する情報の提供を行うこと。
- 二 前号に掲げるもののほか、農林水産物、飲食料品及び油脂の消費の改善に関する技術上の情報の収集、整理及び提供を行うこと。
- 三 日本農林規格又は農林物資の品質に関する表示の基準が定められた農林物資の検査を行うこと。
- 四 日本農林規格による農林物資の格付（格付の表示を含む。）に関する技術上の調査及び指導を行うこと。
- 五 第三号に規定する農林物資の品質管理及び品質に関する表示に関する技術上の調査及び指導を行うこと。
- 六 前二号に掲げるもののほか、第三号に規定する農林物資の検査技術に関する調査及び研究並びに講習を行うこと。

- 七 肥料、農薬、飼料及び飼料添加物並びに土壤改良資材の検査を行うこと。
 - 八 飼料及び飼料添加物の検定及び表示に関する業務を行うこと。
 - 九 飼料及び飼料添加物について登録検定機関が行う検定に関する技術上の調査及び指導を行うこと。
 - 十 飼料及び飼料添加物の製造設備、製造管理の方法等に関する調査を行うこと。
 - 十一 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。
- 2 センターは、前項の業務のほか、次の業務を行う。
- 一 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第七十五号）第十九条の九第二項第六号の規定による検査並びに同法第二十条の二第一項及び第二項の規定による立入検査
 - 二 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百七号）第三十条の二第一項の規定による立入検査、質問及び収去並びに同法第三十三条の三第二項の規定による立入検査及び質問
 - 三 農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）第十三条の二第一項の規定による集取及び立入検査並びに同法第十五条の三第二項の規定による立入検査
 - 四 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十七条第一項の規定による立入検査、質問及び収去
 - 五 地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）第十七条第一項の規定による立入検査
 - 六 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成十五年法律第九十七号）第三十二条第一項の規定による立入、質問、検査及び収去

◎農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）

（農業資材審議会）

第七条 農業資材審議会は、農薬取締法（昭和二十三年法律第八十二号）、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）、農業機械化促進法（昭和二十八年法律第二百五十二号）及び種苗法（平成十年法律第八十三号）の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

2 （略）